

2009年11月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2009年10月27日付けで諮問（第415号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜地方検察庁検察官から、刑事訴訟法第507条（「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」）の規定に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜地方検察庁検察官からの照会に対し生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

本件照会に対して目的外に提供する個人情報

- (ア) 保護の種類及び給付額
- (イ) 保護の開始日および停廃止の有無
- (ウ) 最終受給日
- (エ) 受給時の住居

イ 目的外に提供する相手方

本件照会に係る個人情報の提供先

横浜地方検察庁検察官

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

- (ア) 本件照会に対して個人情報を目的外に提供する必要性

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、本件照会について横浜地方検察庁検察官に問い合わせをしたところ、本件は対象者が罰金刑に処されており、本人が藤沢市で生活保護を受給している旨の証言をしているとのことで、その裏付けのため。また、対象者が生活保護を受給中であれば、差し押さえができないため、その判断材料としたいとの理由での照会であった。

よって、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであると判断するものであり、照会そのものの正当性及び公共性は、認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に利用させることに伴う本人通知について

目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を

通知すべき義務が実施機関に存しているため本人通知を行うこととする。

(4) 提出資料

- ア 裁判執行関係事項照会書
- イ 裁判執行関係事項回答書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「対象者が罰金刑に処されており、本人が藤沢市で生活保護を受給している旨の証言をしているとのことで、その裏付けのため。また、対象者が生活保護を受給中であれば、差し押さえができないため、その判断材料としたい。」とのことである。また、実施機関では、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

以 上